令和７年大網白里市議会第２回定例会産業建設常任委員会会議録

日時　令和７年６月１３日（金曜日）午後　１時５０分開会

場所　本庁舎　３階　第一会議室

出席委員（５名）

田　辺　正　弘	委員長	引　間　真理子	副委員長
高　野　祐　二	委　員	小金井　　勉	委　員
石　渡　登志男	委　員		

出席説明員

地域づくり課長	石　井　　勇	地域づくり課副課長	谷　川　充　弘
地域づくり課主査兼環境対策班長	内　山　貴　紀		

事務局職員出席者

議会事務局長	鵜　澤　康　治	副　主　幹	松　本　剣　児
主　任　書　記	小笠原　　勇		

議事日程

第１　開会

第２　委員長あいさつ

第３　協議事項

（１）陳情（新規付託案件）の審査

・陳情第　７号　県道８３号線（主要地方道山田台大網白里線）季美の森地区街路樹の保全に関する陳情

（２）条例等付託議案の審査

・議案第　７号　九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について（地域づくり課）

・議案第　８号　九十九里地域水道企業団の解散に関する協議について（地域づくり課）

・議案第　９号　九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について（地域づくり課）

第４　その他

第５　閉会

◎開会の宣告

○副委員長（引間真理子副委員長）　ただいまから産業建設常任委員会を開催いたします。

（午後　１時５０分）

◎委員長あいさつ

○副委員長（引間真理子副委員長）　最初に委員長から挨拶をお願いいたします。

○委員長（田辺正弘委員長）　皆様ご苦労さまです。

今回、当常任委員会で協議する内容は、陳情は１件、議案が３件となります。

いずれも重要な案件でございますので、慎重な審議をよろしくお願いします。なお本日もＡＩ反訳システムを使用しますので、皆さん必ずマイクを使用をお願いします。

○副委員長（引間真理子副委員長）　ありがとうございました。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（田辺正弘委員長）　本日の出席委員は５名です。

委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

傍聴希望者はおりますか。

（「おります」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長）　傍聴希望がありましたのでこれを許可します。

傍聴者を入室させてください。

（傍聴者　入室）

◎陳情第　７号　県道８３号線（主要地方道山田台大網白里線）季美の森地区街路樹の保全に関する陳情

○委員長（田辺正弘委員長）　はじめに、陳情第７号　県道83号線（主要地方道山田台大網白里線）季美の森地区街路樹の保全に関する陳情の審査を行います。

陳情の内容につきましては、すでにお配りしておりますので、朗読は省略させていただきます。それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

石渡委員。

○石渡登志男委員　最近あの木を見てきました。

この問題っていうのは、率直な話すれば、管理のお金を誰が出すかっていうことに繋がると思うんですよ。これが解決できれば、根本的に解決できると。だから、県は出したくない。それから、東急も長谷工も出したくない。あとは自治会の方でもできれば、出したくないのかもしれませんけれども、こういった問題と、それから先ほど小金井委員から話ありましたけれども、何かあったときにこの責任の所在が、非常にしっかりとしたものをやらないと、曖昧になると。

だからこれらを、やはり先ほどお話あったとおり、ある程度自治会において、季美の森の中のいくつかの自治会において、話し合いをしながら、合意形成をある程度までしっかりととっていきながら、本来は、私はもっとやっていったほうがいいんじゃないのかなという、そんな気がしますよね。その中において、残したいと。残したいならば、じゃあ、管理は県でやってもらうけれども、あとは、じゃあどうやって管理を県にって言っても、お金の問題でね、何対何の割合でやりますよとかいろんなやり方あるのかもしれません。

それはね、だからその辺もやっぱりいろいろ考えていかないと、この問題は前に進んでいきませんし、今は平行線のままになってますけれども、覚書みたい形での締結してるっていうようなことを書いてありましたので、だから、ある程度の段階でやっていかないと、なかなか難しいっていう。

そしてもう１つ。こういう賛否のある中においての結論も、私どもからしてみれば、なかなか難しいと。ただ個人の判断だけで、物事は判断できない。まして季美の森の人たちの住民の意見も、やっぱりかなり重視してなきゃいけませんでしょう、そこに住んでおられるわけですから。だから、その辺のあたりをもう少し考えていただければよろしいかなという思いがありますね。

以上です。

○委員長（田辺正弘委員長）　他の委員の方、何かございますか。

高野委員。

○高野祐二委員　先ほどから小金井委員や石渡委員も言われてますけれども、この街路樹、もう30年経ってるっていうことで、やっぱり倒木とか、今、枝は全部切られちゃって、そこを落枝とかそういった部分のもので、そういうリスクはなくなってるのかもしれないですけれども、やはり、今後また置いておくと枝も伸びて、そういったときに台風やそういう災害の時に、また、安全に支障を来たすおそれもあるのかなというふうに思います。

先ほどもありましたけれども、落葉でもって水が溜まってたことも、何度もあるというふ

うに伺っております。

やはり市が、そういうものを管理するとなれば、そういう責任、市側が責任を負わなければいけない問題にもなってきてしまうものかなというふうに思いますので、なかなかそういうのも難しいかなというふうに思います。

あと、私もあそこを通るときがあるのですけれども、落ち葉ですよね、結構もうたまってる状態。そういったもので、やっぱり虫の発生とか、そういうものも近くに住まわれてる方は、そういうものの問題とか、今回は賛成の方なんで、近所に住まわれてる方いらっしゃるかもしれないですけども、そういう問題もあるのかなというふうに思います。

先ほど、150名の説明会があって、賛成っていう方が９割ぐらいおられたっていうことですけれども、やはり2,900世帯ある中で150名っていうのが多いか少ないかって言ったら、私からしてみればやっぱり少ない。少数の出ておられる方に関しては、それを保存する方の意見が主なのではないかなっていうふうに思います。

やはりすべての方の意見を聞いておかないと、やはり結論が出ないのかなというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（田辺正弘委員長）　ありがとうございます。

他の委員の方、何かございますでしょうか。

どうぞ。

○副委員長（引間真理子副委員長）　本当に守っていただいてる皆様からしてみたら、本当に大変なことだと思うんですけれども、本当に温暖化の状況の中で、木を守るっていうことは、もうとても、とても大切なことだと思うんですけれども、景観や安全を考えると、本当にそれをいかに維持していくかっていうのは、すごく大事なことになってくると思うんですね。

実際、県道沿いも結構荒れてる中に、楓があってということで、そういったところも綺麗に管理していれば、すごく素晴らしいんですけれども、それがなかなかできなくなってくると、では、じゃあ誰がそれを管理するのか、そして、何かあったときの責任とかということを見ますと、やはり地域の方の意見も広く伺いながら、やはり合意形成を図っていかないとこの問題は、切る切らないとかだけではないですし、また、守っていらっしゃる方たちも、これから年数が経っていく。そうすると、後に続く方、そして今後、木も寿命がくるっていうことを考えると、やはり最終的には、やはり皆さんに合意形成を図って納得していただける形に、一番方向性を見出していくっていうのはすごく、大事なことだと思いますので、ち

ょっと何とも……結論を出すのはすごく難しいことだと思うんですけれども、季美の森に住んでる方たちの、また、ある意味、もちろん協力もそうですけれども、意見を聞いて、やはり自治会とか巻き込みながら、皆さんと合意形成していくっていうことが、一番大事ではないかなというふうに感じております。

以上です。

○委員長（田辺正弘委員長）　小金井委員は先ほど言いましたから、よろしいですか。

○小金井勉委員　一言だけいいですか。

○委員長（田辺正弘委員長）　どうぞ。

○小金井勉委員　一言だけと言いますと、守る会の皆様方も、様々な本当に思いがあるでしょうから、しっかりと、今後まだ協議会をなされるということなので、協議会の中で十分な話し合い、双方の納得いくまで、その協議会をしてもらって、お互いに100パーセントの答えに多分ならないと思いますよ、このことは。

ただ、落としどころでどこか見出せるような、お互いに結論が出ることを私も望んでますので、それにはしっかりと協議を重ねていくことが、大事だと私は思いますので、今、改めてこの意見書を県に提出するっていうのが、私どもの立場では、なかなか致しかねますということだけお伝えをしまして、終わります。

○委員長（田辺正弘委員長）　ありがとうございます。

それでは次に、討論ですが、希望者はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長）　意見が出尽くしたようなので採決に移りたいと思います。

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長）　お諮りします。

陳情第７号を、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（田辺正弘委員長）　賛成なし。

よって、陳情第７号は不採択と決まりました。

以上で陳情第７号の審査を終わりにします。

（傍聴者　退室）

◎議案第　７号　九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について（地域づくり課）

◎議案第　８号　九十九里地域水道企業団の解散に関する協議について（地域づくり課）

◎議案第　９号　九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について（地域づくり課）

○委員長（田辺正弘委員長）　これより付託議案の審査を行います。

まず、担当課から付託議案について説明を受け、説明終了後、当該議案の採決を行います。

議案第７号　九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第８号　九十九里地域水道企業団の解散に関する協議について、議案第９号　九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

地域づくり課を入室させてください。

（地域づくり課　入室）

○委員長（田辺正弘委員長）　地域づくり課の皆さんご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いします。なお、説明終了後に、各委員から質問等があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

また本日も必ずマイクの使用をお願いいたします。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて、議案第７号、議案第８号及び議案第９号の説明をお願いいたします。

課長。

○石井　勇地域づくり課長　地域づくり課です、よろしくお願いします。

本日の出席職員の紹介をさせていただきます。地域づくり課副課長の谷川でございます。

○谷川充弘地域づくり課副課長　谷川です。よろしくお願いいたします。

○石井　勇地域づくり課長　環境対策班長の内山主査でございます。

○内山貴紀地域づくり課主査兼環境対策班長　内山です。よろしくお願いいたします。

○石井　勇地域づくり課長　私、課長の石井でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

地域づくり課から、議案として提案させていただいております議案第７号から議案第９号までを説明させていただきます。

はじめに、議案第７号　九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。議案第７号説明資料をご覧ください。

本議案は、九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定について、地方自治法第286条第１項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要でございますが、令和８年４月１日から、九十九里地域及び南房総地域の水道用水供給事業を事業統合し、千葉県企業局が承継するに当たり、企業団規約に解散に伴う事務の承継及び決算審査に関する規定を追加するものでございます。

添付資料の新旧対照表をご覧ください。

具体的な改正の内容につきましては、同企業団を解散した場合においては、千葉県企業局がその事務を承継し、決算については、千葉県の監査委員が審査を行い、その意見を付けて、千葉県の議会の認定に付すものとする規定を追加するというものでございます。

新旧対照表において改正前の欄には表記がございませんが、改正後の欄にこれらの内容が追加されております。

次に、議案第８号、九十九里地域水道企業団の解散に関する協議についてでございます。

議案第８号説明資料をご覧ください。

本議案は、令和８年３月31日をもって、九十九里地域水道企業団を解散することについて、地方自治法第288条の規定により関係地方公共団体と協議をするに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和８年４月１日から、九十九里地域及び南房総地域の水道用水供給事業体を事業統合し、千葉県企業局が経営するため、令和８年３月31日をもって同企業団を解散するというものでございます。

経緯及び今後のスケジュールにつきましては記載のとおりでございます。

次に、議案第９号、九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議についてでございます。

議案第９号説明資料をご覧ください。

本議案は、九十九里地域水道企業団を解散することに伴い、同企業団が保有する財産のすべてを千葉県企業局に承継することについて、地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

具体的には、同企業団は、水道用水供給事業者として、水道水を作るための浄水場施設、管路、事業運営に必要な資金等の資産を有しておりますが、これら資産及び企業債等の負債について、令和８年度以降、統合後の水道用水供給事業を経営する千葉県企業局に承継するというものでございます。

次に承継されます財産でございますが、令和７年度当初予算編成時点における見込み額といたしまして、資産の総額が約662億3,200万円、負債の総額が約178億2,800万円となっております。

主な資産といたしましては、浄水場や事務所に係る土地が約31億6,400万円、建物が約17億7,400万円、構築物が約132億3,700万円、機械及び装置が約100億2,100万円、ダム使用権が約274億5,800万円、現金・預金が約72億2,800万円となっております。

また、主な負債としては、財政資金融資や金融機構資金等の企業債が約29億5,300万円、工事等の支出に係る未払い金が約20億6,200万円、償却資産のうち、補助金に係る長期前上前受金が約125億6,400万円となっております。

また、承継される財産の資本には、各構成団体からの出資金が含まれており、本市の出資金につきましては、本協議が整った後、年度内に財産処分の議案を提案する予定でございます。

なお、先の全員協議会において質疑のありました、出資金の権利につきまして、構成市町村からの九十九里地域水道企業団への出資は、九十九里地域に用水供給するための浄水施設建設等のため、地方公営企業法により企業団の構成団体として行われたもので、統合後も引き続き当該地域に用水供給をするための施設として使用されることから、無償で承継することとされたものであり、統合により水道用水供給事業の運営は、一部事務組合から千葉県に変わり、市町村は構成団体ではなくなることから、出資による権利は消滅することとして、統合協議会で協議が整ったものでございます。

最後に統合までの今後の予定でございますが、本議会にて企業団の解散等につきまして議決いただいた後、水道用水供給事業の新設につきましては、９月の県議会において諮られる予定となっております。

これらを経た後、令和８年３月末日に、両企業団は解散し、同年４月１日から、千葉県企業局により、九十九里地域及び南房総地域の水道用水供給事業が経営されることとなります。

以上で議案第７号から議案第９号までの説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（田辺正弘委員長）　ただいま説明のありました議案第７号、議案第８号及び議案第９号の内容について、ご質問等あればお願いいたします。

（発言する者なし）

○委員長（田辺正弘委員長）　なければ、今現在の企業団の職員たちの扱いは今後どういうふうになっているんですか。

課長。

○石井　勇地域づくり課長　希望を希望される職員については千葉県の職員として、引き続き従事するような予定となっております。

以上です。

○委員長（田辺正弘委員長）　ありがとうございます。

議案が３本あって、全然質問がないのも、内容的には質問してもどうしようもないというのもわかるけど、委員会報告の内容もありますので、よければ各委員の方一言でもお願いします。

石渡委員。

○石渡登志男委員　規約の制定に関する協議、解散に関する協議、財産処分に関する協議、これ３つですよね、だから内容的には全部わかるんですけれども、これといって、いやすごい問題だねなんていうものはないと思ってるんですけどね。

ちょっと聞きたいのは本統合の４月１日来年度の、だから３月31日までに、解散の時期ってのはそういう形にしますよと、ちょっと１回聞きたいのは、統合したら安くなるのかなって、てっきり思っていたのが、統合したら徐々に上がるみたいな話になってますでしょ。

そういう見込みっていうのを、もう一度お聞きしたいなと思いましてね。

○委員長（田辺正弘委員長）　課長。

○石井　勇地域づくり課長　今回の統合に関しましては、今後の水需要の減少と物価高騰人件費の高騰により、そもそも水道用水の供給料金の上昇は避けられない状況ではあるんですが、今回、統合することによって、財政措置が取られることによって、その水道料金の上昇を抑制するということになっておりまして、それでもやはり水道用水供給料金っていうものは若干上がっていく形に現在なっております。

以上でございます。

○委員長（田辺正弘委員長）　石渡委員。

○石渡登志男委員　わかりましたけれども、なかなかやっぱりね、下がるもんだと思ってたか

ら、住民の方々もえぇっていうような感じが、やっぱり強いと思うんですよね。

拡大していけば、大体は下がるかなっていう感じでね、縮小していけば上がるのかもしれないねっていうものがあるから、だからまあ抑制っていう形で、少しでも値上がりがあんまり多くならないように持っていければいいなあと。

以上です。

○委員長（田辺正弘委員長）　他の委員の方、何かあれば。

（発言する者なし）

○委員長（田辺正弘委員長）　なければ、地域づくり課の皆さんご苦労さまでございました。

退席していただいて結構です。

（地域づくり課　退室）

○委員長（田辺正弘委員長）　これより各議案の取りまとめを行います。

はじめに、議案第７号　九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、ご意見及び討論等はございますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長）　ないようですので、それでは付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第７号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（田辺正弘委員長）　挙手総員。

よって、議案第７号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第８号　九十九里地域水道企業団の解散に関する協議について、ご意見等及び討論等はございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長）　それでは議案第８号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（田辺正弘委員長）　賛成総員。

よって、議案第８号は原案のとおり可決いたしました。

最後に、議案第９号　九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について、ご意見及び討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長）　それでは議案第９号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（田辺正弘委員長）　賛成総員。

よって、議案第９号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長（田辺正弘委員長）　次にその他ですが、何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長）　なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長（引間真理子副委員長）　以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でした。

（午後　２時１８分）